



新たに、「ヒブ（ヒブ・インフルエンザ菌b型）」「小児用肺炎球菌ワクチン」を、「子宮頸がん予防ワクチン」については拡大して実施しています

ヒブ（インフルエンザ菌b型）や肺炎球菌は、多くの子どもたちがノドや鼻の奥にもっている身近な菌ですが、体力や抵抗力が落ちたりしたときなどに、子どもの命にかかわる病気を引き起こす恐れがあります。そして、これらに対するワクチンの有効性は高いと評価されています。そこで三好市では、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を次の対象者の方

に、23年1月から実施しています。また、22年10月から実施しています。「子宮頸がん予防ワクチン接種事業」については、対象者を拡大して23年1月より実施しています。平成23年1月1日現在で対象になる方には個別通知を実施していませんが、対象になると思われる方で、通知が届いていない場合はお問い合わせください。

**対象者**  
第1期  
接種当日生後2か月～4歳の乳幼児  
小児用肺炎球菌ワクチン接種当日生後2か月～4歳の乳幼児  
子宮頸がん予防ワクチン  
中学1年生～高校1年生相当年齢の女子

**対象者**  
第2期  
平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの方  
第3期  
平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれの方  
第4期  
平成4年4月2日～平成5年4月1日生まれの方

※接種当日、三好市に住民票のある方に限る

冬は、風邪などの感染症も起こりやすくなります。麻しん・風しん混合ワクチン（MRワクチン）

ん風しん混合ワクチンの定期予防接種がまだ済んでいない方で、接種を希望する場合は、少しでも早く免疫を獲得するために、早めに接種を終わらせるようにしてください。

また、麻しん風しん混合（第1期）予防接種対象の方、他の種類の定期予防接種に該当している方も接種を希望される場合は、該当時期に忘れずに接種をしてください。

お問い合わせ先  
三好市保健センター  
予防接種係  
（072・6767）

### 市の表彰制度について

市は、政治、経済、文化、社会その他各般にわたって市政振興に寄与し、または市民の模範と認められる行いがあつた者（団体を含む）の表彰を行っています。

被表彰者の推薦は、市の部長もしくは教育委員会等の執行機関または公共的な活動を営む各種団体から市長に具申することとなっております。推薦を行いたい団体の代表者は、三好市役所総務課までご相談ください。

表彰の基準はつぎのとおりです

- ・公共的な活動を営む産業経済、厚生社会、文化教育事業等の団体の役員として多年（30年以上）その育成運営に尽力し、功労特に顕著な者
- ・学術、芸術上の発明、改良、創作に関し業績顕著な者
- ・産業経済、社会福祉、文化教育事業等の振興に関し功績特に顕著な者
- ・スポーツ、芸術、科学等において、全国又は国際の大いなる功績を挙げたもの
- ・本市の公益事業に尽力し、又は公務に助力し、その成績顕著なもの
- ・一般市民の模範になるような善行をしたもの
- ・災害の未然防止又は危険を顧みず人命救助をしたもの
- ・公益のため財産を寄附したもの

お問い合わせ先  
三好市総務課（072・7600）



本年も「私たちの大切な地域医療を守るために」をよろしく願いいたします。

### 私たちの大切な地域医療を守るために

住民・医療者・行政が一体となり、「地域医療」を守っていくため、様々な情報を発信します



### 三好市医師会准看護学院の

### 「創立50周年記念式典」が挙行されました

11月28日、三好市医師会准看護学院の創立50周年記念式典が挙行されました。式典では三好市医師会長内田先生の挨拶、准看護学院院长岡田先生の式辞、続いて飯泉県知事、俵三好市長、県医師会副会長大塚先生の祝辞の後、永年勤続者表彰等が多くの関係者出席のもと行われました。

#### 三好市医師会准看護学院の歴史

##### 昭和36年4月

徳島県ならびに美馬郡の要望により三好郡池田町に、各学年定員25名の三好郡医師会准看護学院として発足する。旧池田保健所（現三好保健所）の一室を借りてのスタート

##### 6月

廃材の提供を受け三好病院

##### 敷地内に開院する。

##### 9月

県知事より准看護婦養成所として指定を受ける。

##### 昭和46年4月

池田高等学校校定時制と技能連携教育を行う。

##### 平成11年度

技能連携教育を廃止。

##### 平成18年4月

市町村合併により、三好郡医師会准看護学院から三好市医師会准看護学院に名称変更となる。

三好市医師会准看護学院の卒業生は1016名にも上ります。現在、全国的にへき地での医師不足・看護師不足が問われている中、その多くの卒業生の方々が県西部の医療機関で、地域医療に多大に貢献されています。

#### 市長行動記より

11月28日（日）、昭和36年4月に定員25名の三好郡医師会准看護学院として発足した三好市医師会准看護学院創立50周年記念式典に出席。准看護師の養成を通じて地域医療に貢献された三好市医師会に改めて敬意を表しますと共に感謝申し上げます。

前号から2回にわたり、三好市医師会准看護学院の取り組みや足跡を紹介してきました。私たちの地域医療を守るため、過酷な現場で働いているのは医師だけではありませぬ。看護師やコメディカルと呼ばれる多くの職種の方々が、地域医療を支えているのです。

三好市医師会准看護学院では、地元の医師会の方々が



講師となつて、いわば地産地消の看護師を育成し、多くの優秀な看護師を輩出してきました。私たちが安心して暮らすことのできる地域医療のいまは、このような不断の努力の積み重ねの上に成り立っているといます。私たちの財産ともいえる、この貴重な地域医療を、市民の皆さんとともに守っていききたいと思います。



# 気をつけて！ 高齢者に多い消費者トラブル



消費者情報センターによると、高齢者（60歳以上）の消費者被害の相談件数が急増しています。特に次のような事例が多いようです。

## 事例1 悪質な住宅リフォーム（屋根工事）

・悪質業者は雨どいの清掃などと言って住宅リフォーム工事の勧誘であることを隠して近づきます。

・すぐに工事をしないと危険であるなどと不安をおおって高い契約をさせます。

## 事例2 点検商法（浄水器）

・試薬で水を変色させ、あたかも汚れているかのように不安をおおりますが、色が変わるのは汚れと関係ないことが多いです。

・高額な浄水器をすぐに取り付け、断りにくくすることがあります。

## 事例3 点検商法（寝具）

・水道局や保健所から来たしなどと言ってくる悪質業者もいます。名刺をもらい「役所に電話して確かめる」と言ってみましょう。

・ダニがいるなどと不安をおおります。

・こんな布団に寝ていたら病気になるなどと不安をおおる、キャンペーン中で良い布団が安く手に入るなどと強引に勧めます。

## 事例4 催眠療法（SUF商法）

・薬効をうたって健康食品などを売るのが目的です。

・「今日だけ」「こだけ」と割安感を強調して気分をおお

り、実は不当に高額な商品が売ることがあります。

## ポイント だまされないためのポイント

● 訪問販売や電話勧誘の場合、すぐに契約しない（家族や周りの人に相談しましょう）

● 日頃からこういったトラブルについて家族の中で話し合いをしておく

● 一人暮らしの高齢者とは連絡を密にとる

● 次々と手口が代わっている。惑わされないように。

● 身近な高齢者が消費者被害に遭っているおそれがある場合などは左記までご相談ください。

### 【ご相談先】

徳島県消費者情報センター

0888-623-0110

三好市商工政策課

72-7645



公演日迫る！

## 宝くじ文化公演 桂三枝「独演会」



宝くじは豊かさ楽しくカラ持ち。  
宝くじは、宝くじに限定されています。



三好市池田総合体育館  
平成23年1月23日(日)

開場 13時30分  
開演 14時00分  
入場料(消費税込) 全席自由  
一般 2,000円  
(当日券 2,500円)  
高校生以下 1,000円  
(当日券 1,500円)

・宝くじの助成により、特別料金となっています。  
・前売りで完売した場合は当日券はございません。  
・未就学児のご同伴・ご入場はご遠慮ください。

### お問い合わせ先

三好市教育委員会生涯学習課 (☎72-3900)

主催：三好市・三好市教育委員会・徳島県・(財)自治総合センター

## 個別所得補償制度の本格実施について



平成23年度から、戸別所得補償制度が本格実施されます

この制度は、水田および畑地を利用して、特定の作物を生産する「販売農家」および「集落営農」に対して、国から交付金を支払う制度です。実施の詳細内容は未確定の部分が多い現状ですが、おおそ次のとおりです。

※制度の詳細、交付単価などは、農水省概算予算要求です。以後変更される可能性があります。

### 対象者

対象作物ごとの生産数量目標に従って、販売目的で生産(耕作)する「販売農家」「集落営農」

### 畑作物

小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばいれいしょ、なたね、そば

### 畑作物交付金額

2万円/10a+成績加算(販売数量×作物単価・106×340円/kg)

### 水田作物

主食用水稲、麦、大豆、てん

ついでの詳細は、農林振興課にお問い合わせください。

### 連絡・お問い合わせ先

三好市農林振興課  
電話 72-7617

農地利用状況の変更、農業形態の変更は、あらかじめ農業委員会に相談してください

個人が所有している土地であっても、農地法により、農地を貸し借りすること、農地を売買すること、農地を農地ではない状態にすることは、関係者が農業委員会に許可申請を行い、許可されることが必要です。もし無許可でこのようなことを行えば、農地法第64条等により、3年以下の懲役または300万円以下の



菜、でん粉原料用ばいれいしょ、そば、なたね、飼料作物、飼料用米、その他の指定作物  
水田作物交付金額  
主食用水稲▼(作付面積10a)×1.5万円/10a  
※割り当てられた生産数量目標以下の作付けを行い水稲共済への加入が原則必要です。  
水稲以外作物▼作付面積×作物単価(9千〜80千円/10a)  
その他  
耕畜連携加算、再生利用加算、集落営農法人化加算など  
※作付・販売の状況により交付金を受けられない場合があります。  
※詳細は農林振興課にお問い合わせください。

平成23年度に麦・大豆・なたね・そば・こんにゃくいもを収穫する農業者は事前の連絡をお願いします

平成23年度から本格実施される「戸別所得補償制度」ならびに平成22年度から拡充された「三好市特産物生産奨励条例」により、特定作物の生産出荷には、交付金が支給され、罰金に処される場合があります。(法人の場合は1億円以下の罰金)また、農地の使用状況の変更(田を畑にするなど農地改良を行う場合)、農地を相続した場合、農家の中で主たる農業経営者に変更になった場合などについても農業委員会への届け出が必要です。

「戸別所得補償制度」「三好市特産物生産奨励条例」などの補助事業は、農業委員会管理の農地基本台帳を基に行われます。具体的には、耕作者が補助事業の申請者となり(農地の所有者ではなく耕作者が申請者)、水田作物への補助であれば、申請農地の農地基本台帳地目が田でなければいけません。また、出荷に関する証拠書類(出荷伝票など)の名義も申請者と同じことが求められます。貸し借りの設定や所有権の移転など、数か月を要する手続もありますので、来年度の補助事業に向けて、早めに農業委員会へ相談してください。

### お問い合わせ先

三好市農業委員会  
電話 72-7621